令和７年　第７回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第４日）

令和７年12月19日（金曜日）

議事日程（第４号）

令和７年12月19日　午前９時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　町長提出第112号議案　津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第３　町長提出第113号議案　津和野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第４　町長提出第114号議案　津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第５　町長提出第115号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第６　町長提出第116号議案　津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第７　町長提出第117号議案　津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第８　町長提出第118号議案　津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第９　町長提出第119号議案　津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について

日程第10　町長提出第120号議案　津和野町水道事業給水条例の一部改正について

日程第11　町長提出第121号議案　令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）

日程第12　町長提出第122号議案　令和７年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第13　町長提出第123号議案　令和７年度津和野町介護保険特別会計補正予算

（第３号）

日程第14　町長提出第124号議案　令和７年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第15　町長提出第125号議案　令和７年度津和野町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第16　町長提出第126号議案　令和７年度津和野町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第17　町長提出第127号議案　令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第18　請願第２号　政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願について

日程第19　議員定数及び報酬等調査特別委員会報告について

日程第20　総務経済常任委員会所管事務調査報告について

日程第21　文教民生常任委員会所管事務調査報告について

日程第22　各委員会の閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　町長提出第112号議案　津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第３　町長提出第113号議案　津和野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第４　町長提出第114号議案　津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第５　町長提出第115号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第６　町長提出第116号議案　津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第７　町長提出第117号議案　津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第８　町長提出第118号議案　津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
日程第９　町長提出第119号議案　津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について
日程第10　町長提出第120号議案　津和野町水道事業給水条例の一部改正について
日程第11　町長提出第121号議案　令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）
日程第12　町長提出第122号議案　令和７年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第13　町長提出第123号議案　令和７年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第14　町長提出第124号議案　令和７年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第15　町長提出第125号議案　令和７年度津和野町病院事業会計補正予算（第１号）
日程第16　町長提出第126号議案　令和７年度津和野町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第17　町長提出第127号議案　令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第18　請願第２号　政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願について
日程第19　議員定数及び報酬等調査特別委員会報告について
日程第20　総務経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第21　文教民生常任委員会所管事務調査報告について
日程第22　各委員会の閉会中の継続調査の申出について

出席議員（12名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
３番　丁　　泰仁君	４番　米澤　宏文君
５番　横山　元志君	６番　森本　修久君
７番　御手洗　剛君	８番　三浦　英治君
９番　田中海太郎君	10番　寺戸　昌子君
11番　川田　　剛君	12番　草田　吉丸君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　倉木　正行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	宮内　秀和君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	岸田　道治君
税務住民課長 ……	中田　紀子君		
つわの暮らし推進課長 ……			山本　早苗君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	山下　泰三君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	小藤　信行君

午前９時00分開議

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。

１２月議会の最終日を迎えました。引き続いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和７年第７回定例会４日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、執行部から１２月１７日の一般質問における答弁について発言の一部を取り消したいとの申し出があります。

ここで副町長の発言を許可します。副町長。

○副町長（宮内　秀和君）　おはようございます。

一昨日の一般質問の中におきまして、寺戸議員の御質問に対する健康福祉課長の答弁の中で、グリーフケアに関する行政としての対応について、一例を挙げて経過を説明させていただいた部分がございます。このことにつきまして、一部の人を特定することに当たるのではないかという御指摘がございました。

したがいまして、この答弁の中で、それに該当する部分について発言の取消しをさせていただきたく思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、ケーブルテレビでの放送につきましても、その部分の削除のお取り計らいをお願いしたいというふうに思っておりまして、これにつきましても、議会のほうへよろしくお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　ただいま副町長のほうから発言の一部を取り消したいという申し出がございましたが、このことに皆さん何か質問等はございますか。

それでは、お諮りします。ただいまの執行部からの答弁の一部取消しについて、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。

なお、今回の取消しに派生して議事録などに別途取消し修正箇所があった場合、字句修正やその他の処理を議長に委任していただきたく思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。字句修正その他の処理は、議長に委任することに決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、６番、森本修久議員、７番、御手洗剛議員を指名します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．議案第１１２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、議案第１１２号津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　幾つか複数質問をさせていただきます。

今まで一時預かりという制度があったんですが、それとこの制度との違いはどのようなものかというのが一つ、それから実際にこれが始まった場合に、各保育園で保育士さんをちゃんと規定どおり確保できる見込みがあるのか。

それから、一時預かりの場合だと、事前にこの人が一時預かりするかもしれないということが分かって想定ができているんですけど、この制度を取り入れると、急に何か突然２人とか３人とか預けたいということが起きるかもしれません。その場合も保母さんの確保は十分できると予想しておられるのか。

それから、これは園側にとっては結構な負担がかかると思うんですけど、保育士の確保ができない状態とか、いろいろな原因があって、保育園側からうちではちょっと預かれませんよということが、きちんと言える制度になっているのか。

それから、保護者がこの制度を利用しようと思ったときにどういう申請方法なのかが、ちょっと私、読み取るのが難しかったんで説明していただけたらと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、まず、ちょっと概略をもう一度説明させてもらいます。

このこども誰でも通園制度、いわゆるこども誰でも通園制度につきましては、国が

定めたものでありまして、町のほうでその制度内容について決められることは、預かり時間と預かり単価は自治体のほうに任せられていますが、内容制度は基本的に、この前も説明させてもらいましたように、この条例の内容も国の準則どおりで、基本、各市町村がつくっているところであります。

そういう中で、このこども誰でも通園制度は、通常の保育と同じように、各保育園がこども誰でも通園制度をうちの保育園ではやりたいという申請をまず出していただきながら、県もしくは町においてその申請をしてもらった者に対して、認可をするということになっていきます。

この辺は通常の保育園と同じような形になります。ですから、基本的に保育園のほうで、うちはこの制度は保育士が足りないし、預かることができないということであれば、申請がないということになります。

それを前提におきまして、まず一時預かりとは何が違うかと言いますと、大きな考え方として、これもこの前ちょっと説明しましたが、一時預かりは親御さんの必要性に応じて、例えば、緊急に何かが用事ができてどうしても、明日子どもを見ていられないというところで、保育園には入っていないけれども預かってもらえませんかということで、自分が行きたい保育園のほうに依頼をして、その保育園が預かれますよということであれば、できるという形になっています。

ですが、このこども誰でも通園制度というのは、逆に親御さんの都合ではなくて、子どもさんの成長を促すためのもの、子どもの育ちを応援するものということの中で、親が別に用事があるとか都合が悪いとかではなくても、子どもさんを保育園に預ける経験を、保育園に入れるという経験をさせるというようなことを大きな目的としておりますので、一時預かりとこども誰でも通園制度の国の考え方というのが全く違うものになっております。

そういう中で一時預かりについては、保育士の配置基準というのがあるんですが、そこは極端なことはできませんけれども、配置基準の中で運営をしなさいという決まりはないわけなんです。

ですから、例えば、０歳児のお子さんというのは、子どもさん３人に対して１人の保育士を配置しなければいけないという保育基準があるわけですが、仮に３人０歳児

がいるところに０歳児を１人１日だけ預かってほしいとか、半日預かってほしいということがあれば、保育園のほうが、何とかそれが対応できるということであれば預かることができます。

ですが、これもこの前説明をちょっと簡単にさせてもらいましたが、今回の制度の中においては、余裕活用型というのと、一般型というのがあるというのをこの前御説明させてもらったと思うんですが、一般型というのは、全く常にこども誰でも通園制度を見越して、配置基準とは別に部屋を設けたり、職員を常に設けておくということをしなければなりません。ですから、そういう意味においては、なかなか今、保育士が足らない、特に本町のような状況の中では、この形というのはかなり難しいかなと思っております。

それとは、別に余裕活用型というのをこの前説明したと思いますが、余裕活用型というのは、例えばさっき申し上げました例えばの例でいうと、３人の０歳児が配置基準がある中で１人という職員の２人、その保育園に０歳の子がいたと、そこに１人の保育士がついているというときに、１人穴が空くわけなんです。そこに向いて１日とか２日間預かってほしいという申請があった場合には、その余裕活用をすることによって、配置基準内で利用ができるというところがあります。

ですから、本町の場合は、もしあるとすればこの形かなというところで、今、考えてはおります。

その辺の大きな違いがあるのと、あと一時預かりとの違いというのは、保護者の負担金の違いがあります。一時預かりというのは、各保育園において、それぞれの基準の中で金額を決めるということになっております。

そういう中で、例えば公立の場合ですと、４時間以内でしたら１日８００円、４時間を超えると１，６００円ということで、いわゆる１日で１，６００円がマックスということになっています。

それから、一月の利用日数の上限がたしか１２日以内ということになっています。こども誰でも通園制度につきましては、月１０時間の利用しかできないということで、これがさっき言いました１０時間の枠内でということで、各市町村で定める時間ということになっています。

それと利用料がこれも自治体のほうで決めることになってはいるんですが、自治体のほうに、国の標準的な金額としては、今のところ１時間３００円という数字が出ているところです。ですから、８時間を預けると２，４００円かかるわけなんです。

ただし、それプラス、これはこども誰でも通園制度は、先ほども申しましたように認可の事業でありますので、給付があります、別途、保育給付と同じようなものが。

一時預かりというのは給付がありません。ですから、さっき言った１，６００円が、公立の保育園でしたら１日預かり料なんですが、それプラス給付というのは、どこの保育園がやっても定められた金額以上のものは何もないということになっている辺の違いがあります。

あと、そういう中で今、保育士の確保が大丈夫かということが、いろいろ今お話がありましたが、それを全て勘案して考えていただくと、お分かりのように各保育園のほうで、そのことがまかなえるだけの保育士が、例えば緊急的な場合に急遽応援の保育士さんが要るとか、そういうことがあるかどうかという判断の中で、保育園のほうが判断をするということになっています。

全部の保育園が、先ほども言いましたが、必ずこれをしなければいけないという制度ではありません。

それとあと、保護者のほうの手続も一時保育の場合は各保育園のほうに直接連絡をしていただいて、いわゆる私どもの行政を通さないという、御連絡をして保育園のほうが預かれますよということであれば、それでもう契約は成立するわけなんですが、今回のこの制度につきましては、通常の保育園の入所と同じような形になりますので、まず保護者のほうから行政のほうに、私どものほうに利用申請をまず出してもらって、それから保育園との面談を行ってもらい、それから予約をしてもらって、いつ行くというような手続が必要になってきて、保育所のほうもそれに合わせて、先ほども申し上げましたが、給付が発生するということになりますので、給付の請求を通常の保育と併せて町のほうにしてもらうというような形になっております。

そういうところが大きな違いというところになろうと思います。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１２号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．議案第１１３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３、議案第１１３号津和野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１３号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．議案第１１４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４、議案第１１４号津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１４号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宕文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．議案第１１５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第５、議案第１１５号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１５号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおりに可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６．議案第１１６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第６、議案第１１６号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１６号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．議案第１１７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第７、議案第１１７号津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１７号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８．議案第１１８号

○議長（草田　吉丸君）　日程第８、議案第１１８号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１８号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第９．議案第１１９号

○議長（草田　吉丸君）　日程第９、議案第１１９号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１９号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおりに可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１０．議案第１２０号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１０、議案第１２０号津和野町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　物価高が異様に進んでいる中、町民の所得が追いついていません。町民は物価高に苦しんでいます。その中での水道料金の値上げになるため反対いたします。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２０号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	川田　　剛君

反対（１名）

寺戸　昌子君

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１１．議案第１２１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１１、議案第１２１号令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　まず２２ページ、総務費、総務管理費、財産管理費の庁用器具費の津和野庁舎事務用家具、一体これはどのような物なんでしょうか。

あと６４ページ、商工費、商工費、伝統文化館の光熱費の増額はこれは何なんでしょうか。

それから６８ページ、土木費、土木管理費、土木総務費、群マネの負担金の減について教えてください。

９４ページ、教育費、社会教育費、森鴎外記念館費の印刷製本費のほうは分かるのですが、光熱費のほうが３５０万円以上と増額しておるのをこの原因をちょっと教えていただけますでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　それでは２３ページ、総務費の財産管理費の庁用器具費について御説明申し上げます。

このたびの庁用器具費の内容につきましては、今、改修を行っております津和野庁舎の備品でございまして、主な物といたしましては、事務机やミーティングテーブル等及びディスクワゴンにキャビネット、ロッカー等でございます。

現在、使っている器具につきまして、そのまま利用可能な物につきましては、そのまま移動いたしまして、高さ等でそのまま利用できない物につきましては、このたびの予算の計上させていただいたもので購入を考えております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　伝統文化館の光熱水費の増額でございますが、実績

によるものでございますけど、実際あそこで電気を使っております。今、太鼓の練習とか体験観光をしているところですけど、当初の見込みが甘かったというところと、あと日々の電気料が想定したデータよりも、当初の見込みが甘かったというところですけど、実績に応じて補正をしたというところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　土木総務費の地域インフラ群再生整備戦略マネジメント負担金この減額につきましては、群マネというのは御承知のとおり、モデル地域全国で１１か所指定されております。それで、益田市、津和野町、吉賀町、３市町の取組として実施しているものでございます。

これにつきましては、事務局が、益田市が行っているものでございます。その中で益田市さんから伺ったところによりますと、国との協議の中でいろいろスケジュールの見直しとか内部の詳細を改めて検討することが必要になったということでございまして、当町といたしましても、今、また令和８年度からの１年ちょっと延期ということになりますが、取組について協議しているところでございまして、また、いいものになるように３市町一緒になってやっていきたいなと、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　９４ページ、森鴎外記念館費の光熱水費でございますが、こちらは主に電気代の補正となっております。昨年度末から森鴎外研究センターが稼働しておりますけれども、そういったところの電気代を見込んで当初予算を組ませていただいておりましたけれども、ちょっと想定したよりも電気代がかさんでおり、当初の見積りが甘かったということで御理解をいただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　まず、庁用器具費のことからお伺いするんですが、ということになりますと、処分する物が発生すると思うんですが、それについてまた３月にでも補正で処分費等が出てくるんでしょうか。

また、処分される物として、津和野庁舎では使えないかもしれないけど、どこかよ

そで使えるような物というものはございますでしょうか。

あと９４ページの森鴎外記念館の光熱費なんですが、これはこの１２月から３月までで３５０万円上がるという想定なんです。それとも当初の当初予算からこの３５０万円増えるという予測なんでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　庁用器具費の件でございますが、今、改修に合わせまして、健康福祉課等が今、増築棟のほうに移動しておりますが、その際に、今、手狭ですので器具については処分できる物につきましては、そのときにもう処分をしておりますので、今、使っている物全てではないかとは思いますが、ほとんどそのまま持っていくような形になりまして、あと、必要なキャビネット類についてこのたび購入を考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　森鴎外記念館費の電気代でございますけれども、先ほども言いましておりますが、実績に伴うものとなっておりますけれども、全体とすれば、当初予算からの増額というところで御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　２５ページの職員の勤怠管理システムとありますが、この勤怠という怠るというサボるというような語句に取れるんですが、語句の説明をお願いします。

２７ページ、なごみの里休業補償１，５６０万１，０００円、これは１２月分全体を通しての補償でしょうか。

７１ページ、土木費、道路改良費で、町道野中線、円の谷線交付金が減額されております。これはもう工事ができないということで、今後の改良の見通しはいかがなんでしょうか。

７９ページ、災害対策費１８２万円、個別避難計画作成業務委託料、個別計画作成業務委託料とはどういうことでしょうか。

８９ページ、日原地域活動拠点施設光引込、電話工事費が載っておりますが、なぜ、

これは当初予算で中に入る、これのことは分かったことであるので、なぜ載ってなかったのか追加でなったのかお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（山本　早苗君）　まず、勤怠管理システムとはというところなんですけれども、職員の出退勤の管理、あと残業時間ですとか休みの関係、そういったものを管理するシステムとなっております。

ＤＸ化に伴い、システム導入を今回したいというところでございまして、これまで勤怠の管理ですので、総務財政課のほうで行っておりました。時間外手当等の計算ですとか職員の勤務形態の把握、休みの関係です。そういったところに有効であると考えております。なお、こちらにつきましては市町村振興協会より３００万円の補助を頂いてすることと想定しております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　副町長。

○副町長（宮内　秀和君）　なごみのほうの休業補償の件ですが、先般、全員協議会でも御説明させていただきましたが、この補償費につきましては、工期が９月から１月末となっております。その間の全体の休業補償費ということで御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　道路新設改良費の減額でございますが、これは国の社会資本整備総合交付金の減額によるものでございます。

最近では、こちらの要望額を出しているんですが、なかなか満額をつけていただけない状況であります。それで、工事はできないんじゃないかという御心配でございますが、全く０になったわけではございません。

野中線につきましては、約１，２００万円工事請負費がございます。円の谷線につきましても、これも１，２７０万円ばかりの予算が残っておりますので、その残っている予算で工事を施工して着実に進めて、また、令和８年度に向けて今年度やるべきことはやっていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。（「電話工事」と呼ぶ者あり）

○総務財政課長（岸田　道治君）　個別避難計画の件でございますが、現在、町内に対象者として１，１６８名の方がございます。このたび予定しておりますのが、約２５０人程度の計画を作成を考えておるところでございます。

それにつきましては、社会福祉協議会さんや清流会さんのほうでヘルパーさん等で受け持っておられる方について、この計画の作成をお願いしたいと考えております。

対象者としましては、７５歳以上の独居、また、介護認定や障がいをお持ちの方、難病患者の方等でございますが、このたびはその施設のほうで受け持っておられる方の作成をまず２５０人程度お願いするものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　社会教育総務費の工事費、日原地域活動拠点施設光引込工事・電話設備工事のほうでございますが、こちらにつきましては、金額は１５４万円となっております。こちらにつきましては、本体工事のほうが大分施工が進んでおりまして、その中で今回調整というところでつけさせていただいております。

光工事、それから電話の引込みに当たりましては、本体工事との調整が必要になってまいりますので、そうしたところの中で、なぜ当初ではなかったかということでございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり本体工事との調整が必要になっておりますので、その調整のめどがついたところで、今回補正を計上させていただくということで御理解をいただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　先ほど御説明いただいた２５ページの勤怠管理システムなんですけれども、こちらシステム導入費なんですが、今後、引き続きランニングコスト的なものが必要になるシステムでしょうか。必要な場合は金額が分かれば教えていただきたいです。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（山本　早苗君）　今後のランニングコストがいかようかという御質問だったと思うんですけれども、申し訳ございませんが、今のところまだそれは把握しておりません。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員、いいですか。大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　それはあれですか、調べていただいたら分かるものですか。それとも時間がかかるようなものですかね。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（山本　早苗君）　すみません。ちょっとお時間をいただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　では、もし差し支えなければ、少し調べていただいて知りたいですが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　これについては、課長、またそういった資料を提出してもらえますか。それではそういうことでお願いします。

御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　７９ページ、消防費の非常備消防費の報償費として、５名分２０６万５，０００円計上されております。この中で定年で辞められる方なり途中で辞められる、そういったその内容についてお聞きをいたします。

それと教育費８３ページでありますが、教育諸費で、町立小中学校ＬＥＤ化工事の工事請負費８，２７７万１，０００円であります。これは体育館を含む校舎全体に及ぶものであるか、全体を工事するものであるかどうかについてお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　消防団員の退職報償金についてでございますが、このたびの５名の方につきましては、一身上の都合と聞いております。ほかには、転出される方もおられると聞いております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　教育諸費の工事請負費、津和野町立小中学校ＬＥＤ化工事でございますが、こちらは体育館は含んでおりません。校舎６校分でありますけれども、校舎のみというところで御理解いただければと思います。

なお、体育館につきましては、今後、財政状況それから等を勘案しながら順次計画

を進めていきたいという考えでおります。

○議長（草田　吉丸君）　丁議員。

○議員（３番　丁　　泰仁君）　ページは６３ページ、商工費、観光費ですか、需要費として城山ライトアップ照明器具、城山ポンプ所及びトイレ等制御盤棟修繕料２４２万7,０００円が計上されていますが、これに対してちょっと詳しく説明してください。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　まず、修繕費での内訳でございますが、まず、大きく占めるのが城山ライトアップの照明器具の修繕ということで、９月の最初に雷が落ちまして、そのライトアップ三十数基のライトのうち、９基に被害が出まして、そのライトの修繕とその周辺の配線の復旧費ということでございます。

こちらにつきましては、町村会の保険のほう使用するということで、一応、全額補償の対象ということで聞いておるところでございます。

それと、もう一つなんですけど、城山のトイレのポンプの中継が作業道の途中にございまして、そのポンプの制御盤に雷の影響かと思われるんですけど、こちらのほうも配線に被害が出まして、オーバーフローする機能が、水がたまるといっぱいになると止まるという機能でございますけど、その機能が故障して、どんどん水があふれてしまうという状況がございましたので、この修繕費ということで計上をしております。こちらについては、町村会の補償を請求をしようとしたところですけど、機器が雷による故障かどうかという証明が、取るのがちょっと難しいということを事業者の方からございまして、これは対象としてないというふうに聞いておるところでございます。

そのほか、すいません、増築棟のライトアップの増設の配線に４万１,８００円ということを計上しております。それから、草刈り機の修繕がございます。これが３万２,８３５円ということでございます。それと公用車の修繕料に１３万4,３９３円ということで計上しておるところでございます。主なものとしてはこちらのほうになってございます。

○議長（草田　吉丸君）　丁議員。

○議員（３番　丁　　泰仁君）　今、お聞きしますと、雷によってそういうその修繕を

しなきゃいけないような事象が出てきているというのは、今後、雷というのは今後も随分起きるんじゃないですか。そうすると、今、修繕して、それでまた雷になって、それでまた同じような現象が起きると、そういうことも考えられるんですけど、このたびそれをやって、雷よけっちゅうか、それまた来たときに今度は大丈夫だというようなそういう修繕をちゃんとしたんですか、これ。どうなんですか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　保険対象の修繕につきましては、原状復旧までの補償しか出ないということになっております。ですので、今回のこの部分の補正については、原状復旧までのところになります。

その上で避雷針が有効なのかどうなのか、雷を避雷針を設置して避けられるかどうなるかというところがございますので、そのほうは、丁議員さんおっしゃられましたんで、課のほうで対策が取れるかどうか、その予算がどうなるかというところ調査して検討してまいりたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　初めに、２３ページの、先ほど質問もありましたけれど、庁用器具費なんですけど、これ処分ということで、この処分というのは要は廃棄ということでよろしいでしょうかということが１つ目です。

２つ目は、５６ページの林業振興費の津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金ですけど、これというのは、要はあれですか、鳥獣被害のための対策の町民対象補助金ということでよろしいんでしょうか。

もう１点は、６０ページの商工振興費の地域おこし協力隊伴走支援業務委託料なんですけど、これも以前ちょっと聞いたかもしれませんけど、ちょっと内容を教えてください。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　まず、庁用器具費についてでございますが、先ほど、横山議員さんの質問で回答はしたとおりでございますが、このたび、庁舎の引っ越しといいますか、移動の際に使える物は、そのまま移動させていただいてと言っていますが、使用できない物等につきましては、廃棄を行っております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　５７ページの貸付金、津和野町有害鳥獣被害対策事業対策協議会貸付金の減でございますが、これにつきましては、鳥獣被害防止総合支援事業の実績に基づく減となります。イノシシおりの設置等の県の交付金事業ございまして、歳入のほうも同額、減額をしているものでございます。実績によるものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　地域おこし協力隊の伴走支援の業務の内容でございますけど、これは１２月に着任した地域おこしの業務に対してでございます。今までやったことがない業務ということで、そのままひとりで業務に入ってもらうということではなくて、それに対して支援するということで、その地域おこし協力隊の活動計画の作成とか、また会議の準備とか、あと着任時の研修の計画とか、その研修の準備、それから全体のどれだけ事務が業務が進んだかという、その業務進行を管理するものになっております。

この部分については、特別交付税の対象を充てて、これの財源としております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　まず庁用器具費なんですけれど、これ、使える物はちゃんとまた行政で使っていくということで、使えない物を廃棄っていうのものなんですけど、この使えない物っていうのが、正直どれだけ使えないのかなって、ちょっと細かい話なんですけど、やはり自分、ちょっといつももったいないって、すぐいつも思ってしまってて、まあ学校給食センターなんかも食器類とかもある程度、利活用されているところもあるんですけど、やはり行政の物ってやっぱちゃんとしっかり丈夫なものだったらいい物であるので、やはりそれって正直、町民から見たらすごく状態がいい、使えそうなら使いたいなっていう声もちょっとあるし、個人的にも思うところがあるので、これはもう今後ではあるんですけど、やはり使えそうもないかもしれないけど、例えば足が１本ないとかだったら駄目ですけど、使えそうであれば、何かこう町民だったり、いろんなところにまたそれが再利用できるようなシステム、ごみ

としてではなく、使えるようなシステムを何とかしていただきたいなっていう、これは希望もあります。

それとこの鳥獣害被害のほうなんですけど、これはまあ御承知のとおり、結構あちこちまだ被害は続いているけど、現実的にその応募が少なかったってことは、課長の所見では、たまたまっていうか、その応募が少なかったけど、実際はまだ本当は多分、来年以降もそういう補助を希望する方はいらっしゃるっていう認識でよろしいんでしょうかということです。

それと、地域おこしのこの伴走支援ですけど、これはいろいろ活動計画だったり見直しだったり、そういうことを今されるっていうことで、いい取組だと思うんですけど、これって要は商工関係においてってことですよね。これ全体の地域おこしの計画とかを見るわけではなく、具体的にちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　庁用器具費の再利用の件につきましてですが、今後、費用対効果等を検討しまして、検討事項とさせていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　有害鳥獣対策の今後の実績見込みというような、今後の見解ということで御質問いただいたと思いますが、この事業は今ちょうど自治会長の皆様に御案内をさせていただいておりまして、来年度の要望等も把握して、次年度の概ね１年後ぐらいの実施の事業になっておりまして、また今の状況でいきますと、有害鳥獣の被害も豚熱の影響でいっとき少なかったわけですが、イノシシのまた発生も最近多くなっております。

また、これもほぼほぼ１０割の交付金が入ってまいりますので、これでしっかり活用いただいて、要望に基づいて事業実施していきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　伴走支援の委託のほうでございますけど、これは空き店舗活用の部分に係る地域おこし協力隊１名を対象とした支援でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２１号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案をとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宕文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで１０時１０分まで休憩いたします。

午前10時00分休憩

……

午前10時10分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１２．議案第１２２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１２、議案第１２２号令和７年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２２号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３．議案第１２３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１３、議案第１２３号令和７年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２３号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．議案第１２４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１４、議案第１２４号令和７年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２４号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宕文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５．議案第１２５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１５、議案第１２５号令和７年度津和野町病院事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２５号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宕文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６．議案第１２６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１６、議案第１２６号令和７年度津和野町水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　１６ページの水道事業費用、営業費用、資産減耗費の固定資産除却費は何を除却されたのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　これは、水道の機械設備、昭和から平成使っているもので、もう除却しているものが今までずっと残っていたのがあったので、それを計上しております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ということは、やはり処分費ということになるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　処分費ではございません。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　機械を処分した処分費ではないということは、一体じゃあ何なのかということなんですが、もうちょっと詳しく説明いただけますか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　機械設備とかを新品で買って、それをリースというか、減価償却費に充てて、いつも毎年毎年それを除却していくんですけど、最終的に５％は残りますので、それを除却するということです。

○議長（草田　吉丸君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２６号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７．議案第１２７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１７、議案第１２７号令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２７号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
丁　　泰仁君	米澤　宏文君
横山　元志君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１８．請願第２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１８、請願第２号政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第２号政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願については、会議規則第９２条第２項の規定より、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、請願第２号については委員会の付託を省略することに決定をしました。

本請願につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本請願について、紹介議員より説明を求めます。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

現在、米の価格は高騰が続き、米離れまで起きていますが、２０１４年には米の大暴落が起こっています。２０２２年には、農林水産省の農業経営統計調査から、米農家の時給１０円と報告されたこともあります。将来を考えて安定した収入が欲しくても、農家の努力だけではどうにもならない現実があります。その上、急激な物価上昇、気候危機もあり、営農が脅かされています。日本人の主食である米作りに農家が専念できるよう、国の安定した農業政策で農業への安定的な支援として所得補償制度が必要です。国民が米の価格高騰に苦しんでいます。国民が買い続けられる安定した米の価格を実現するためにも、所得補償制度が必要です。

以上の趣旨から、国、関係機関に対し、意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　以上で説明を終わります。

紹介議員に対しまして、何か質疑等がございましょうか。道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　私、農家やっていないのでよく分からないんですけど教えてください。米の増産をする、要するに増産、増産という形になることが、その下にある需要に応じた生産量に切り替わることが、なぜ安定した米づくりにならないのかというのが、ちょっとその辺りが分からないので、この辺りをちょっと教えてください。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　前政権が増産をと言われたわけですけど、その後政権が替わって「需要に応じた生産」ということで、農家としては前政権のときには増産、増産と思って、よし広げるぞと思っていたところに、需要に応じたということに

なると、はて、本当に増産していいもんだろうかと疑問に思ってしまいます。生産者はその政策に翻弄されて、前政権のときには、よし、来年はいっぱい作るぞと思っとったにもかかわらず、政権替わったことで政策変わっちゃったんで、えっ、本当に増産できるだろうかと悩まれるわけです。（発言する者あり）

○議長（草田　吉丸君）　ちょっと待ってください。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　備蓄をするためということもあります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　前政権と今回の政権が違うことを言うとることに怒っているのか、それとも、米の増産が需要に応じた生産量になったこと、その辺りが怒りが何なのかよう分からんのですよ。私ら素人から見たら、需要に応じて生産するということのほうがいいなと思っているんですけども、ただ、やみくもに作って作ってというパターンのほうがちょっとまずいなというふうな感じがするんですけども、この辺りをもうちょっと説明してください。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　この請願者は、津和野町議会に対してこういうことがあったという現実を知っていただきたいということで、ここに取り上げられていると私は解釈しています。

本当にやってほしいことっていうのは、所得補償ということを米農家にしてほしい。需要よりも供給が上回ったときに大暴落を起こしてしまう、そういう中では米を作り続けることができないので、所得補償をしていただいて、大暴落があった場合には、その分を補填する制度をつくってほしいという意味で、津和野町議会に請願を出されたということです。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　請願者の責任にしているんですけども、最初の請願者ですか、この会長、この人の責任のような形で受け取るんですけど、これ、紹介議員になった以上は、今の私が言うたことに適切に答えていないような気がするんですよ。だから、自分としては、米はどういうふうに、生産がどのようにあるべきかということをきちんと説明するべきだろうなということがあって、ただ言われたけえ書いてあるんだ、出したんだというふうにしか受け取れないんですけど、その辺りどうなんで

す。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　私としては、怒りの矛先というのは、政府ではなく制度を変えるべき、創設するべきという、私はそういう考えを持っております、所得補償制度というものを。答えになっていなかったらすいません。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　この販売価格に転嫁できずという言葉がありますが、米については、今年、農協の買取りも３０キログラム１万４，０００円台、かなり大幅アップしたと聞いております。山口県では、１万５，０００と聞いておりますが、したがって、かなり所得については改善されたと、農家の方にも聞いております、昨日ですが。それと今の説明を聞いておりますと、所得補償制度、これは大暴落のときの補償と聞いたのですが、通常時の補償、年間を通じての補償ではないんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　まず、販売価格に転嫁できずというところですが、今回の高騰で販売価格が上がったことで、農機具とか新しく買い換えることができた農家もありますが、中には、農機具ってかなり高いものなので、２年、３年先までローンを組んでとかいう方もおられるということをお聞きしました。その中で、将来が見えない状態で、農機具を買い換えるということがなかなかできないという捉え方をしていただけたらと思います。

それと、もう一つ何でしたっけ。すいません。何でしたっけ。何言われたっけ。すいません。何聞かれたか分からなくなりました。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員、もう一度すいません、ほいじゃあ。

○議員（４番　米澤　宏文君）　所得補償制度という制度自体がちょっと分からないんですが、先ほど道信議員の回答に、米が大暴落したときの補償という説明があったと思うんですが、これは通常時、年間を通じての、例えば、農家の規模に応じてあなたのとこは幾ら年間を補償しましょうという補償ではないんでしょうか。大暴落時だけでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　大暴落時だけという限定ではなく、農家が米を生産するためにかかった費用とか、それから農家が生活していくための費用とか、その辺に線引きを設け、そこよりも下の価格だったときに補償するという制度設計と考えています。

もし、政府がこれに取り組んだ場合は、やはり政府の考え方でいろいろ変わるとは思うんですけど、この請願者の方と私の考えではそこです。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　機械とか田植え機とかトラクターとか、かなり高いものですね。２００万、３００万すると聞いております。一昔前までは、農閑期に出稼ぎに出て、それを機械代に充てるということを聞いておったんですが、最近はそういうことがあまり聞いていないんで、かなりようなったのかなとは思うとったんですが、出稼ぎという言葉はなくなっております。しかし、高額な機械じゃありますけれども、どうですかね、全部の補償をする、この補償制度の制度自体がまだ見えないので、何か具体案というか、その案を示していただいたほうが。ただ、所得補償制度、補償制度というだけでは何か分からんような気がするんですが。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　その詳しい制度設計というのは、やはりちょっとまだ制度ということで考えるのではなく、農家側からして毎年お米を作っていく費用が手元に入る。それから、生活をしていく費用が手に入るという所得を補償してほしいという農家側からの考えです。

先ほど趣旨で説明させていただいたみたいに、米農家の時給が１０円ということで、全国的にも皆さんびっくりされたという事例の報告になるんですけど、そういう米農家の時給１０円ではとても生活していけない。その中で所得補償があれば米を作り続けることができるので、お願いしたいという請願です。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。特に質疑ございませんね。丁議員。

○議員（３番　丁　　泰仁君）　３番、丁です。いろいろ問題があると思うんですけど、結局この請願の趣旨というのは、所得補償制度があれば、国民が買い続けられる安定した米価を維持できると、そういうことだと思うんですが、さあ、そこでふと思うに、

所得補償制度のために現在、米価が高騰したりあるいは下落したりしているのかなと。大体自由市場におきましては、供給と需要に応じて価格が決まるというのが大体これ原則なんですよね。だけん、今、今年はまた米が供給が非常に増えて余るんじゃないかという話も出ていますから、自然に価格は下落してくるんじゃないかと思うんですよね。それで、再度確かめたいのは、この方が言っている安定した米価を実現するには、所得補償制度があればそれはできるんだと、それにそれが恒久的にもそういう米価が安定してくるんだと、そういうことを何らかの根拠があって言っているのかなと、そういうところをちょっと分かれば説明してほしい。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　農家に対する所得補償というのは、海外、特にヨーロッパなどではしっかりと根づいているもので、所得制度だけでもう全てが丸く収まるというものではないと考えています。とりあえず、まずは所得制度をしてほしいということで、第一歩としてしてほしいという請願です。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。ないようですね。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　反対の立場で発言をさせていただきます。

本請願につきましては、生産者を守りたいというお気持ち、これについては理解をいたします。昔の話でありますが、もう昔になってまいりました、国が食糧管理法に基づいて米価までを管理していた時代があります。私どももＪＡにおりました関係上、米価運動ということで、国会前にデモ行進をした時代、これが相当続きました。そういった時代から現在は、米価の決定は収穫業者と卸業者との交渉によって決定されるものであります。言わば、民間の民間による需要と供給の関係で決定をされておるものであります。その意味で、今、所得補償制度、これを求めるということは、今の時代にはそぐわないというふうな思いがいたします。確かに、今までの米価は安うございました。資材高騰等によりまして、生産費に見合わない価格、生産費のほうが高いというふうな時代でありました。令和６年産につきましては、そういった状況の中で

あっても米価が高騰いたしました。基本的には、米は作る自由、売る自由であります。そのようになってしまったものであります。

所管事務調査を今からやるわけでありますが、その中に、農業者の将来、農業者の確保ということが、いかに重要であるかということを訴えるものであります。今から将来、今ですら不作地の増加を見ておる中で、農家は高齢化によって着実に減少してくる時代になってまいりました。この改善こそが必要であるわけであります。

そういったことで、本請願については、この時期にこのような請願を出すことそのものに反対をしたいと思います。また、併せて、この請願文面には請願先へ提出するにふさわしくない、政権批判も併せてやるような文面でもあるわけであります。そういった意味で、この本請願に対して反対をいたします。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　総論としては、賛成させていただこうと思っております。

この請願の趣旨というのは、やはり農家を思い、そして食料安全保障と、また国土を守るという意味合いを込めてのことだと思いますが、この制度の趣旨というのが、果たして所得補償でいいのか、中山間地直接支払いと何がどう違うのか、むしろ所得補償より買取保証のほうがいいのではないのか。ただ、買取保証としたら、飢饉が起こった場合には果たしてどうなるだろうかと。自分の中でも、先ほどの同僚議員の反対討論の中でもありましたが、自分の中でこれが堂々巡りしております。悩むなら現状維持という観点から反対すべきではないかとも思っておりましたが、やっぱり総論として、これは農家を思ってのことなんだという意味を込めまして賛成させていただきます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　反対の立場で討論させていただきます。

米価の安定供給につきまして、この趣旨に対しては賛同するものでございますが、一方で、米価の安定供給というのは、今、日本が抱える重要な課題だとも認識しております。

ただ、一方で、令和５年産米、先ほど同僚議員からもありましたように、価格は前年比より倍増しております。倍以上でございます。消費者としては高くなったという感想ですけれども、生産者としては所得が増加したと、今までの金額のほうが低過ぎたんだという声も聞いております。米価に対して政府が介入するということは、いわゆる農政策におけるベーシックインカム制度になるのではないかと。そうすることによって、生産者の意欲がそがれ、生産性が本当に向上していくのか、安定していくのかという懸念も考えられます。そのようなことに対応するのではなくて、現在の物価高騰や肥料、飼料、そういったものへの対策、そちらのほうに政府としては介入し、対策を講じるべきではないかなと私自身は思っております。

また、この問題は当町だけの農政ではなくて、全国的な影響も考えられますので、この津和野町議会で議論するのではなくて、高度な政治な場で判断されるべきものと理解しております。よって、私の考えとしては、今回の請願に対しては、現状を維持することを原則としまして、今後の動向を見守る、そういった姿勢にしたいと思っておりますので、反対とさせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　賛成の立場から討論させていただきます。

今回の請願書に対して、紹介議員さんは農業の経験はないので、なかなか答えられるところはないなというのを聞いて感じていました。ただ、その一方で、請願を出された農民連さんは、農家の実際にやられている現場からの声でありまして、私もその現場の声っていうのはとても感じるところがあります。

制度に関しましても、結局、制度設計というのは、やはり最終的には政府とか農水省がいろいろと、また世界の情勢を見ながら決めていくことではありますけど、やはり今、欧米とかだと、いろいろ所得補償を結構やっています。特にヨーロッパなどは、環境支払いといって、これから環境のことを考えた上での所得補償をやっています。それは、自分としてはぜひ進めてほしいなと思いますんで、こういう小さな議会であっても、東北のほうでは、庄内地方とかあの辺りは、米の産地では結構この請願が通っているというのを聞いていますので、津和野町としてもぜひ通していただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　今、私、御手洗議員が反対するというのを聞いてびっくりしたんではあるんですけれども、内容的には、当然、農家を守らないけんっていうのは重々分かります、それは。ほんなら商売人どうなのというふうになってきて、観光客減ったから補償せいや、というようなパターンというのが、私、商売人としてはそういうふうに思ってしまったんです。それがきっかけというのが、今回の反対のきっかけなんですけども。それと、もう一つ、紹介議員がよう分かってないのにというのが非常にあるんで、請願に対してのもう少しきちっとした論理を組み立ててやらないと、請願というものが非常に安易になるなというふうに思っていることも含めて反対の立場です。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第２号を採決をします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成少数であります。したがって、請願第２号政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願については、不採択と決定をいたしました。

賛成（４名）

大江　　梨君	横山　元志君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

反対（７名）

道信　俊昭君	丁　　泰仁君
米澤　宏文君	森本　修久君
御手洗　剛君	三浦　英治君
川田　　剛君	

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１９．議員定数及び報酬等調査特別委員会報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第１９、議員定数及び報酬等調査特別委員会報告についてを議題とします。

議員定数及び報酬等調査特別委員会委員長の報告を求めます。川田委員長。

○議員定数及び報酬等調査特別委員会委員長（川田　　剛君）　議員定数及び報酬等調査特別委員会報告。

令和６年第５回（６月）津和野町議会定例会において設置された議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査について、津和野町議会会議規則第７７条の規定に基づき報告いたします。

１．調査事件、議員定数及び報酬等調査に関すること。

２．調査目的、津和野町議会に求められる役割と責任を今後も十分に果たしていくため、本議会における適正な議員定数及び議員報酬等について調査、研究を行うため。

３．調査の方法は、机上調査でございます。

４．調査の経過につきましては、これまで中間報告で幾度となく報告をさせていただいております。

前回の報告以降につきましては、第７回令和７年１２月１２日午前１１時５０分から本庁舎議場において、報告書（案）についての議論を行っております。

５．調査の概要。

調査の概要につきましても、これまでの中間報告で行っております。

４ページの１２番を御覧ください。中間報告以後の経過でございます。

１２、令和７年１１月５日に津和野町特別職報酬等審議会の第１回が開催され、津和野町議会議員の報酬改定についての要請書における報酬改定の根拠について、令和７年１１月１７日付津総財第２２４号第２回津和野町特別職報酬等審議会への出席について（依頼）により説明の依頼があったため、令和７年１１月２８日に開催された第２回の審議会に出席し、本議会議員の報酬改定の根拠について説明を行った。

６．調査の結果。

本委員会は議長を除く全議員により調査を行ってきた。

本議会の議員定数及び議員報酬の在り方については、上記のように中間報告において既に報告したとおりである。

本委員会では、選挙の在り方についても調査を実施し、平成１７年以降の津和野町議会議員一般選挙の投票率が、平成１８年４月２３日執行の選挙は８６．７１％、令和４年４月２４日執行の選挙は７８．９４％で、７．７７ポイント減少していることが分かった。

投票率の減少の要因は不明ではあるが、有権者の高齢化等による投票所への移動手段の確保や、人口の減少による投票立会人の成り手不足は、選挙権を行使する上で本町の喫緊の課題であると中間報告においても指摘した。

選挙権の行使は、民主主義社会の根幹であることから、町当局におかれては、投票機会の充実、投票立会人の確保や在り方について十分に検討され、引き続き投票率の向上に努められたい。

また、本委員会の調査の中で、議会の視察研修について懸念があることも中間報告において指摘しております。

当該研修は、２万円の公費と、議員の私費による月額１万円の積立てによって賄われ実施されております。議会の視察研修は公務であることを鑑み、次期改選後における議会の視察研修においては、公務にあるものは全額公費で賄われるよう改めて町当局に要請するものであります。

以上、意見を付し、報告いたします。

令和７年１２月１９日、議員定数及び報酬等調査特別委員会委員長川田剛、議長草

田吉丸様。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　本特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、川田委員長に対する質疑は省略します。川田委員長、お疲れさまでした。

以上で、議員定数及び報酬等調査特別委員会報告を終了します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２０．総務経済常任委員会所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第２０、総務経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。御手洗委員長。

○総務経済常任委員会委員長（御手洗　剛君）　所管事務調査報告書。

令和７年第５回（９月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第７７条の規定に基づき報告をいたします。

１．調査事項、農業の担い手育成について。

２．調査目的、現状を調査して議会活動に資するため。

３．調査方法、机上調査。

４．調査の経過。

日時　令和７年１０月２９日（水曜）午前９時から。

場所　津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者　総務経済常任委員５名。欠席　三浦委員。このほか議長が出席をされております。

日時　令和７年１１月２５日（火曜）午前９時から。

場所　津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者　総務経済常任委員４名。三浦、米澤委員欠席。議長出席。

つわの暮らし推進課　宮内秀和課長。農林課　山下泰三課長、品川達哉主任主事。

日時　令和７年１２月１６日（火曜）午後３時４０分から。

場所　津和野町役場本庁舎委員会室。まとめ。

出席者　総務経済常任委員５名。三浦委員欠席。議長出席。

２ページに本年実施されました農林業センサスから見える農業の実態ということで、１２月２日付の日本農業新聞の出典が載せております。御覧をいただきたいと思います。

調査内容。

１．津和野町農業の現状。

地域計画策定と目標地図の作成状況から見える課題は。

耕作者の高齢化、後継者の問題。

現在、水稲栽培を他の集落にまたがって借り受けている担い手が複数人いるが、今後、高齢化により耕作できなくなることで、受け手不在の遊休農地の増加が予想される。

守っていくべき農地とした範囲内であっても、水路の条件が悪いこと、壊れている箇所があり、圃場の形状などの条件がよくない等、ハード整備が必要な箇所が多々存在している。

この地域計画は、１０年後を見据えたものであり、１０年後の耕作者未定の農地が調査時点で４２．９％、地域計画内の農用地等面積６３８．８５ヘクタール、うち目標地図に位置づけられた農業の１０年後の経営面積３６５．０５ヘクタール、うち将来の受け手が位置づけられていない農地面積２７３．８０ヘクタール、目標地図に農業者が位置づけられた面積の割合５７．１％、将来の受け手が位置づけられていない面積の割合４２．９％。下段のほうには全国なりの指標をここに掲げております。御覧いただきたいと思います。

２．主たる担い手の状況。

認定農業者、新規就農者認定数の推移は。（過去１０年間）

この資料の裏側にありますが、別紙１を御参照ください。

認定農業者数は、現在４７人、１０年前（平成２７年）の２１人から２６人増加しています。新規就農者認定者数は１０年間で１８人、現在５年間の認定期間中の方はお二人。

３．新・農業人フェア等による（農業関連移住者）移住者受入れの状況は。

これについても別紙１で御参照ください。

１０年間で７人移住、コロナ禍を除くと１年に１人の割合。

４．農業関連の移住者の定住状況。

これについても別紙１を御参照ください。

１０年間で２５人移住しております（１年に２．５人）、定住者は現在１７人（定住率６８％）。

５．担い手の育成。

先進農業者（認定農業者・農事組合法人）の受入れ状況は。（過去５年間）

過去５年間におけるＵ・Ｉターンでの農業研修生受入れは９人、そのうち２人の認定農業者が受入れ。農事組合法人の受入れはなし。

近年のＵ・Ｉターン者は、有機農業志向の方が多いが、認定農業者に有機農業の方がおられないため、認定農業者以外の方に研修生受入れをしていただいているケースが増えている。

「百姓塾」の受入れ状況（過去５年間）は、別紙３を御覧ください。

つわの百姓塾は年間平均３回開催し、２０人から３０人の参加者がある。

６．担い手等への支援（補助金等）は。

１、認定農業者、２、新規就農者、３、中核農家。

これにつきましては別紙２を御参照ください。

７．スマート農業の導入状況。

水稲防除やキャベツ防除のドローン導入、水管理時間短縮のための水田水位センサーの導入、田んぼに直接種籾する栽培方法の水稲直播。

８．町単独補助の支援。

別紙２を御参照ください。

９．その他。

農事組合法人等にＵ・Ｉターン者が加入しているか。

これまでの農業関係Ｕ・Ｉターン者は、認定新規就農者になる方がほとんどであり、就農計画の中で、複合的な作物の組合せで営農するパターンが主流となっている。水

稲の耕作地維持が中心の農事組合法人への加入事例は少ない状況にある。

最近の事例では、半農半Ｘで就農された方が新たに農地を取得するに当たって、それまでその土地を耕作していた集落営農法人に加入しながら、農地を引き継いでおられる事例もある。

１０．農業分野での外国人技能実習生の受入れ状況は。

津和野町での事例はない。

１１．特定地域づくり事業協同組合。

制度については書いておりますが、御覧いただきたいと思います。

５ページであります。

津和野町特定地域づくり事業協同組合の概要。

令和３年（２０２１年）１月設立。

農業及び酒類製造の現場への職員派遣がメイン。

設立時、事務局１名、職員５名。この職員５名の中には現在まで継続した在職職員は２名。

組合員数、この組合員数というのは派遣先であります。設立時が１２名でありましたが、現在１７名となっております。

福利厚生の関係でありますが、通勤手当、退職手当、社会保険、厚生年金加入となっております。

運営体制。

現在、事務所を賃貸契約し、職員５名、事務局１名で運営をしています。

全ての組合事務は事務局職員が担当しています。

補助事業に係る事務は役場で担当されております。

課題。

職員の所得水準の向上。

現在の賃金額は高水準とは言えず、定期昇給の仕組みもないため職員の将来的な生活設計に課題が残る。良質な雇用環境を考え、職員のワークエンゲージメント向上につなげていく必要がある。

自治会等からの依頼への対応。

地域の高齢化や空き家の増加に伴い、集落内の環境維持（空き家の庭の草刈り）についての依頼が出てきている。今後、こうしたことの要望件数の増加が見込まれ、職員体制の充実も検討課題となっている。

事務局職員の確保。

現在の事務局職員は、会計に関する知識が豊富で、全ての事務を担う能力があることから、組合運営に関して役場の負担は非常に少ないのが現状。今後、事務局職員の交代が生じてくるが、場合によっては、役場職員の事務サポートが必要になる場合も考えられる。

今後の展望。

半農半Ｘの受皿としての期待。

組合員のほとんどは農家系であるため、半農半Ｘ等新規就農希望者の方々の受皿には最適である。また、女性就農希望者の受皿にもなり得る上、農業研修機会の創出にも寄与しており、いろいろな農業経営体を経験する場にもなっている。

今後もこうした農業の担い手確保のための組織として機能させていきたい。これは担当課の所見であります。

審査意見。

１．日本の農業は、担い手不足が深刻な課題である。特に、自営農業を主な仕事としている基幹的農業従事者の数は年々減少している。憂慮すべきは、本年、農業経営体が８２万８，０００と初めて１００万を割ったことだ。

個人・家族で農業を営む個人経営体は、高齢化などにより、年々減少の一途をたどっている。農業者は、この国の食料安全保障を担う要であり、重要な存在でもある。多様な人材による農業の担い手確保が急務である。

２．当町においても令和６年度末までに地域計画が策定された。農地１筆ごとの１０年後の耕作者を書き込む目標地図を書き込めない白地農地が４２．９％もあった。

耕作されない農地は、放置されれば、数年で林野化し、地域の弱体化につながる問題である。農地の集約化を進めるために、今後も町が主体となって、考え方の柔軟な女性や若者の意向を取り入れることが効果的であり、検討会の継続実施が必要である。

３．新・農業人フェア等による農業関連移住者受入れの取組は着実な成果を上げて

おり、今後においても継続されたい。

４．つわの百姓塾は、担い手の育成・支援に大いに貢献している。年間平均３回程度開催されており、農業関連移住者の心のよりどころになっており、行政としての関わりを継続されたい。

５．津和野町特定地域づくり事業協同組合は、令和３年に設立された、半農半Ｘ等新規就農者の方々や女性就農希望者の受皿になる得る上、農業研修機会の創出にも寄与できる。地域からは、高齢化が進み、作業依頼が毎年増加している。職員の所得水準が十分でなく、職員数も増えていない。体制強化のため一層の財政支出を含む支援が求められる。

６．スマート農業は、人手不足や高齢化といった課題を抱える中、作業の効率化や品質向上を目指す取組として今後推進されたい。

以上、令和７年１２月１９日、総務経済常任委員会委員長御手洗剛、津和野町議会議長草田吉丸様。

○議長（草田　吉丸君）　これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　地域計画のことについてお尋ねします。

地域計画の中で目標地図の作成をされておるところでありますが、この地図の中で農業法人が引き受ければ、それでよしとされておるところが多々あると思うんですけど、その中で農業法人の中を見ても７０代、８０代の方が多くいらっしゃいます。その方の１０年後というものを想像した中、この方々達が果たしてそれを本当に引き受けることができるのか。この目標地図についての中身の精査というのは調査されていますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗委員長。

○総務経済常任委員会委員長（御手洗　剛君）　確かに、横山議員が申されますことが私自身も不安に思っておるところです。令和６年に実施した地域計画策定は、もくろみであります、あくまでも。生きておるという前提に立ったことでもございまして、大変不安な部分がつきまとっております。地域の実態といたしましても、農事組合法人の構成員、従事される方、７０代はもとより８０代の方もおられるようなことで、

これについて将来不安であるということの声は多々聞いております。それを含めて、やはり農事組合法人への新しい構成員をつくるということも一仕事でありますし、当然、法人におかれても、その努力はされている現状ではあると思いますが、なかなか追いついていないという実態、これはどうしようもない部分でありますので、行政の力を含めて新・農業人フェア等もある中で、現在、農事組合法人で働かれる方は少ないようですが、これについてはどうにか強化を図って理解を求め、そのために今回あえて現存しておる津和野町特定地域づくり事業協同組合の組織強化、職員数を増やしてその法人等にも、また認定農業者のほうにもてごができるといいますか、そういったことをする必要が本当あるんだということを実感しながら、調査もしたところであります。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ないようですので、質疑を終わります。御手洗委員長、お疲れさまでした。

以上で、総務経済常任委員会所管事務調査報告を終了します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２１．文教民生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第２１、文教民生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。寺戸委員長。

○文教民生常任委員会委員長（寺戸　昌子君）　文教民生常任委員会の所管調査報告をさせていただきます。

令和７年第３回（６月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第７７条の規定に基づき報告をいたします。

１．調査事件、放課後児童クラブについて。

２．調査目的、現状を調査し議会活動に資するため。

３．調査方法、机上調査及び現地調査。

４．調査の経過。

第１回　令和７年７月１０日（木曜日）午前９時から。

津和野町役場本庁舎委員会室にて。

出席者は、文教民生常任委員会委員５名。

内容は、調査点の確認、資料要求（健康福祉課と教育委員会への資料要求）、日程について協議。

第２回　令和７年８月１８日（月曜日）午前９時から。

津和野町役場本庁舎委員会室、つわのっこクラブ、きべっこクラブ。

出席者は、文教民生常任委員会委員５名。

健康福祉課より土井課長、樋口課長補佐。

内容は、つわのっこクラブ、きべっこクラブの現地調査です。

第３回　令和７年８月２６日（火曜日）午前９時から。

津和野町役場本庁舎委員会室にて。それから、日原ひまわりクラブ、あおぞらクラブ、畑迫あじさい児童クラブにも行きました。

出席者は、文教民生常任委員会委員４名。（欠席、道信俊昭委員）

健康福祉課の土井課長と樋口課長補佐にも出席いただきました。

内容は、日原ひまわりクラブ、あおぞらクラブ、畑迫あじさい児童クラブの現地調査です。

第４回　令和７年９月１０日（水曜日）午前１１時５５分から。

津和野町役場本庁舎委員会室にて。

出席者は、文教民生常任委員会委員５名。

内容は、現地調査後の担当課への質問の取りまとめ。

第５回　令和７年１０月２１日（火曜日）午前９時から。

津和野町役場本庁舎委員会室にて。

出席者は、文教民生常任委員会委員４名。（欠席、道信俊昭委員）

健康福祉課の土井課長、樋口課長補佐にも出席いただきました。

内容は、回答についての質問、意見の集約です。

第６回　令和７年１１月７日（金曜日）午前９時から。

津和野町役場本庁舎委員会室。

文教民生常任委員会委員６名。

内容は、調査報告書のまとめです。

第７回　令和７年１２月１７日（水曜日）午後３時３５分から。

津和野町役場本庁舎委員会室にて。

出席者は、文教民生常任委員会委員６名。

内容は、調査報告のまとめです。

５．調査の概要。

（１）令和２年度から令和７年度までの各放課後児童クラブの登録児童数をお聞きしました。表のとおりです。御覧ください。

（２）令和２年度から令和６年度までの委託料の調査もしました。表のとおりです。

（３）職員数、令和７年度４月１日現在を調査しました。人数は表のとおりです。御覧ください。

（４）各放課後児童クラブが取り組んでいる他団体と地域との取組。

各児童クラブの取組を表に書きましたので、御覧いただけたらと思います。

（５）各放課後児童クラブの生活スペースについてですが、つわのっこクラブ、日原ひまわりクラブ、あおぞらクラブでは、児童クラブの部屋で生活するには狭い環境でした。そのため、体育館や校庭、ランチルームなどを使用して安全に過ごせるよう工夫がされていました。安全のため職員も分かれて支援に当たっておられました。

（６）委託前と比べて行われた職員の待遇改善について。

委託前は、町の臨時職員としての待遇で社会保険の加入ができていませんでした。時間給も安くなっていました。委託後は、児童クラブ独自の時間給にすることで、社会保険に責任者の加入が可能になっていました。

（７）職員数の充足について。

法的な職員数は満たしておられたんですけど、時間外勤務を行ったり、シルバー人材センターからの会員の派遣で不足する職員を補ったりしておられました。長期休暇中には特に人手不足ぎみであるということでした。

ただ、委託前は、町職員が人手不足の対策を行ったり、町職員が現場に入ったりすることもあったということです。今は、委託先に全て任されておられるそうです。

（8）行政と委託事業者及び現場の職員で行われる協議はどうかということなんですが、委託事業者は、次年度当初予算編成時に事業内容や方針について協議を行う。それから、重要な案件はその都度、協議の場を設けているということでした。

それから、放課後児童クラブの現場職員との協議は、年２回の連絡会を実施し、個別の課題が発生したときは、その都度、電話連絡や担当職員による現場での対応・協議を行っているということでした。

（9）利用者の要望、相談等の窓口はということで、利用申込みなどは健康福祉課にします。そのほか、各児童クラブの取組については、各児童クラブで対応しているということです。

（１０）長期休暇に提供された昼食。

放課後児童クラブで提供された昼食は表のとおりです。令和７年度については、まだ未定だということです。

保護者より期間延長の要望とそれからうれしいという言葉が多数届いているということです。町の管理栄養士が献立等を行っておられます。野菜の搬入時間が拡大できるので、地元野菜の搬入が拡大されているということです。アレルギー対応は行っていないそうです。給食センター職員の勤務時間内で行われているそうです。昼食代の支払いは、町の納付書により支払うそうです。

教育委員会についてですが、昼食の提供はニーズがあると思われるので、今後も継続して実施していきたい。学校給食センターの目的は、安全・安心な給食を提供することである。昼食提供期間の拡大については、施設の清掃、消毒、空調設備の点検などのメンテナンス、職員の研修や振り返りなどを実施する期間を確保しつつ、学校給食の調理に支障がない範囲で検討しているとのことでした。

６．調査意見です。

各放課後児童クラブが、公民館など他団体と連携して料理教室を行ったり、地域の祭りに参加したりと工夫をし、地域との交流、施設の狭さなどの課題解決に努めている。

施設での子どもが生活するスペースは、国の定める基準に達してはいるが、児童の活動状況に比べると狭くなっている。現在、各クラブにおいて、学校と協議の上で体育館やランチルームなどを使用し、スペースにゆとりがない課題を克服できるよう努

めている。今後も健康福祉課、教育委員会としても、協議して子どもが安心して安全に過ごせる場所づくりに努力されたい。

また、体育館については、冷房がない施設があり、夏に利用する場合、子どもの健康面に懸念がある。令和１５年までに冷房施設を設置予定ではあるが、早急に冷房施設の設置を検討するとともに、緊急的手段としてスポットクーラーなどを設置すべきである。

放課後児童クラブは、民間企業と地域運営団体へ委託している。民間企業へ委託することで課題解決に至りつつあるが、畑迫あじさい児童クラブのように、地域団体の運営には多くの魅力が生まれている。今後、地域による多様な団体の受皿も視野に入れて、行政の支援や検討も努力されたい。

長期休暇中の昼食の提供は、保護者の要望も強く、また、子ども達の健康のためにも大変役立っている。健康福祉課、教育委員会で協議して、給食センター職員に負担増にならないよう配慮しながら期間拡大を検討されたい。

以上、令和７年１２月１９日、文教民生常任委員会委員長寺戸昌子、津和野町議会議長草田吉丸様。

○議長（草田　吉丸君）　これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　６番で職員の待遇改善についての調査が行われているのですけれども、民間企業と地域団体への委託、それぞれで職員の待遇というのは、差があるものなのでしょうか。それとも同じなのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸委員長。

○文教民生常任委員会委員長（寺戸　昌子君）　民間企業と地域の団体と同等のものになっているということでした。

○議長（草田　吉丸君）　ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終わります。寺戸委員長、お疲れさまでした。

以上で、文教民生常任委員会所管事務調査報告を終了します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２２．各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（草田　吉丸君）　日程第２２、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員会の閉会中の継続調査の申出について

委員会	目　的	事　項	期　限
なごみの里省エネ化及び再エネ化等調査特別委員会	津和野温泉なごみの里の省エネ設備の更新や、再エネ設備導入工事について、脱炭素化の推進等の観点に基づく調査	津和野温泉なごみの里の省エネ化及び再エネ化等	特別委員会設置の日（令和７年３月２６日）から調査終了まで
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	当面の経済対策について	３月定例会まで
文教民生	議会活動に資するための所管事務調査	地域包括ケアの現状と課題	３月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	３月定例会まで

○議長（草田　吉丸君）　お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和７年第７回津和野町議会定例会を閉会します。お疲れさんでした。

午前11時31分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員